

消費生活審議会の運営について

県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項を調査審議するため、県消費生活条例第31条の規定により、知事の附属機関として山梨県消費生活審議会を設置・運営している。

消費者教育を総合的・一体的に推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）の規定による「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定（平成25年6月）されている。本県においても、同基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置など、消費者教育の推進に関する施策を実施していくため、今後の本審議会の運営にあたり、次の対策を講じる。

1 審議会の委員を新たに4名委嘱

消費者教育を推進していくためには、学校、地域社会、職域など様々な場で、多様な担い手との連携・協働が求められ、より幅広い情報交換及び調整が必要であることから、新たに委嘱する。（条例第31条第3項「審議会は委員20人以内で組織する」）

氏名	所属団体等	分野
齊藤 至	山梨県公立小中学校長会会長 (南アルプス市立小笠原小学校校長)	教育関係者 (小・中学校)
深澤 幸一	山梨県高等学校長協会事務局長 (甲府西高等学校校長)	教育関係者 (高等学校)
神山 久美	山梨大学大学院教育学研究科准教授 (日本消費者教育学会理事)	教育関係者 (大学院)
石橋 由雄	山梨県金融広報委員会事務局長 (日本銀行甲府支店次長)	教育関係者 (金融経済教育)

2 消費者教育推進地域協議会の機能の付加

消費者教育推進法第20条において、地域協議会の設置が地方自治体の努力義務とされており、『消費者教育の総合的・効果的な推進のための構成員相互の情報交換・調整』や『計画の策定・変更へ意見を述べること』がその事務として規定されている。

また、国基本方針においては、地域の多様な主体間の協働のため、地域協議会を結節点とした連携推進が求められている。

消費者施策の重要事項を審議する消費生活審議会は、幅広い分野の委員で構成されていることから、本県においては、地域協議会を新たに組織するのではなく、同審議会が地域協議会の機能と役割を担うこととし、今後の消費者教育施策を推進する。